

一般会計予算決算常任委員会 民生福祉分科会審査日程

日 時 令和7年2月21日（金）

民生福祉常任委員会終了後

場 所 第2委員会室

～審査内容～

1 議案第1号 令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第8回）について

審査番号① 市民部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 2-1-13、2-1-20 生活安全課（歳入 19-1-8、21-5-2）

○ 2-3-1 市民課（歳入 15-2-1）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号② 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 3-1-1 保険年金課（歳入 15-1-1、16-1-1）

○ 3-1-2、3-1-9 障害福祉課（歳入 15-1-1、15-2-2、16-1-1、16-2-2）

○ 3-1-3 高齢福祉課（歳入 21-5-3）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号③ 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 3-2-1、3-2-2、3-2-3、3-2-4、3-2-9、11-2-1 子育て支援課

（歳入 13-2-1、14-1-2、15-1-1、15-2-1、15-2-2、16-1-1、16-2-2、
16-2-8、19-1-8、21-5-3、22-1-2）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号④ 福祉部

(1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明

○ 3-2-9、4-1-1、4-1-2 健康増進課（歳入 15-2-3、21-5-3）

(2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号⑤ 市民部

- (1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明
 - 4-1-1、4-1-5、4-2-1、4-2-2、4-2-3 環境課
- (2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

審査番号⑥ 福祉部

- (1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明
 - 3-1-1、3-3-1、3-3-2 社会福祉課
- (2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

2 承認第1号 令和6年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）に関する専決処分について

審査番号⑦ 福祉部

- (1) 歳出（特定財源を含む）に係る説明
 - 3-1-10 社会福祉課（歳入 15-2-1）
繰越明許費：総合経済対策住民税非課税世帯支援給付金給付事業
総合経済対策子育て世帯支援給付金給付事業
- (2) 歳出（特定財源を含む）に係る質疑

- ※1 審査の進行状況により、審査の前倒し、先送りを行うこともあります。
- ※2 歳出の説明をするときに特定財源がある場合は、歳入のページを示し、歳入についても説明をお願いします。
- ※3 審査番号④は、午後1時から固定とします。
- ※4 審査番号⑤は、審査番号④終了後から固定とします。

物価高騰対応 低所得世帯支援給付金 給付事業

1 国の動向

令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」において、「低所得世帯支援枠」について給付金の支援を行う旨が盛り込まれた。

この経済対策を受けて、令和6年12月17日に令和6年度補正予算が成立し、内閣府地方創生推進室から「令和6年度補正予算の成立を踏まえた重点支援地方交付金の取扱い等について」（令和6年12月17日付け事務連絡）が発出され、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めるよう依頼された。

よって、上記の趣旨を踏まえ、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、以下の①②の給付を本市において実施する。

① 総合経済対策住民税非課税世帯支援給付金

② 総合経済対策子育て世帯支援給付金（①の上乗せ給付）

2 専決処分をする理由

本事業は物価高騰の影響を受けた生活者等に支援の効果が直接的に及ぶ事業であるため、国において早期給付を求めている。できる限り早期に給付を開始することを目指し、迅速な支給につなげるよう依頼があった。

支給対象者の抽出、対象者へ発送する文書の印刷及び封入封緘に係る作業期間、給付金事務を行うためのシステム開発等を踏まえると、速やかに予算措置を行う必要があるため。

なお、財源は全額国庫補助となる。

3 事業内容

① 総合経済対策住民税非課税世帯支援給付金

【対象者】基準日（令和6年12月13日）に山陽小野田市の住民基本台帳に記載されている者で、世帯全員の令和6年度分の住民税均等割が非課税である世帯。

※住民税が課税されている者の扶養親族等のみからなる世帯を除く。

【支給額】 1世帯当たり3万円

② 総合経済対策子育て世帯支援給付金

【対象者】住民税非課税世帯の給付対象者（世帯主）

【加算対象となる児童の範囲】①対象者と基準日において同一世帯となっている児童（18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童）

【支給額】 児童1人当たり2万円

4 支給方法

課税情報を基に抽出した交付対象者に、以下①又は②の方法で支給する。

①【口座情報なし】

案内チラシと確認書を送付。返送された確認書の内容を審査し、支給決定通知後、指定金融機関口座へ振り込む。

②【口座情報あり】

過去に本市で非課税世帯給付金等の支給実績があり、世帯主の口座情報が把握できる対象者には、「お知らせ型」の通知書を送付。市が設定した指定日に振り込む（※口座の変更または受給辞退の届出があった場合を除く）。

5 歳出（概算）

3 款 民生費 314,244 千円 ※財源は全額国庫負担

① 事業費 285,000 千円（見込支給世帯数 9,500 世帯）、事務費 10,890 千円

② 事業費 18,000 千円（見込対象児童数 900 人）、事務費 354 千円

6 スケジュール

令和7年 非課税世帯給付金スケジュール(予定)

